

## 令和2年第7回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第7回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和2年12月11日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

### 1. 出席議員は次のとおり

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 白石雄二 | 8番  | 船津 宰  |
| 2番 | 廣瀬 猛 | 9番  | 高橋 恵司 |
| 3番 | 津田敏文 | 10番 | 入江 弘  |
| 4番 | 大貝信昭 | 11番 | 住吉浩徳  |
| 5番 | 岡田選子 | 12番 | 松野俊子  |
| 6番 | 中山 恵 | 13番 | 久保田賢治 |
| 7番 | 古賀信行 | 14番 | 水ノ江晴敏 |

### 2. 欠席議員は次のとおり

### 3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

### 4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

|              |         |                       |         |
|--------------|---------|-----------------------|---------|
| 町 長          | 美 浦 喜 明 | 子育て支援課長               | 吉 田 功   |
| 副 町 長        | 吉 岡 正   | 福 祉 課 長               | 吉 田 奈 美 |
| 教 育 長        | 小 宮 順 一 | 健 康 課 長               | 内 山 節 子 |
| 総 務 課 長      | 大 黒 秀 一 | 建 設 課 長               | 北 村 賢 也 |
| 企 画 課 長      | 増 田 浩 司 | 産 業 環 境 課 長           | 藤 田 恵 二 |
| 財 政 課 長      | 蔵 元 竜 治 | 下 水 道 課 長             | 河 村 直 樹 |
| 住 宅 政 策 課 長  | 古 川 弘 之 | 会 計 管 理 者             | 服 部 達 也 |
| 税 務 課 長      | 洞ノ上 浩 司 | 学 校 教 育 課 長           | 佐 藤 治   |
| 住 民 課 長      | 手 嶋 圭 吾 | 生 涯 学 習 課 長           | 高 祖 睦   |
| 地 域 づ くり 課 長 | 土 岐 和 弘 | 図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長 | 山 田 浩 幸 |

### 5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

# 令和2年12月 定例会 (第7回)

第3回継続会

## 本会議 会議録

令和2年12月11日

水 卷 町 議 会

## 令和2年 第7回水巻町議会定例会第3回継続会 会議録

令和2年12月11日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、只今から令和2年第7回水巻町議会定例会第3回継続会を開きます。

### 日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、有志会。はい、高橋議員。

9番（高橋恵司）

9番、高橋恵司です。有志会を代表しまして、質問いたします。

災害時のボランティアの受け入れについて。

50年に一度と言われる大災害が、最近では我が国の至るところで起こっている状況です。

我が水巻町にも、いつ大災害が襲ってくるのか分かりません。

もし、災害が起きてしまったときには、地域の方や若者などの力が必要となります。

そこで、いざというときに備え、これらの方々のボランティアなどの協力が得られる体制を取っておくべきと考えますが、いかがですか。以上です。

議長（白石雄二）

町長。

町長（美浦喜明）

災害時のボランティアの受け入れについて、の御質問にお答えします。

いざというときに備え、地域の方や若者のボランティアなどの協力が得られる体制を取っておくべきと考えますが、いかがですか、とのお尋ねですが、御指摘のとおり、災害に備えた事前の対策、および災害発生後の被災者支援等の際には、地域の方々やその他大勢のボランティアの方々の協力が必要となってきます。

災害時には、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の力が大変重要となり、本町では自治会を母体とした自主防災組織を中心に、その役割を担っていただきたいと思います。災害発生後、自主防災組織の皆様には、まず御自身の安全を確保したうえで、可能な限り初期消火や地域住民の安否確認などをしていただき、その後の消防署などの公的機関の救助につなげることで、被害を最小限にすることができます。

そのため、各地区におかれましては、いざというときに円滑な活動ができるよう、普段の自治会活動の中で、避難訓練や防災資機材の整備、要配慮者への声掛けなど、防災を意識した取

組を取り入れていただきたいと思います。

本町といたしましては、地域の要請に応じて防災・減災の出前講座を実施し、防災知識の普及等に取り組むとともに、自主防災組織に対する防災資機材の整備の補助、県が開催する自主防災組織リーダー研修や防災士養成研修を案内するなど、自主防災組織の設立や活動の支援を継続し、地域の「共助」の力の醸成に努めてまいります。

また、大規模災害により本町で甚大な被害が発生した際には、町内外からのボランティアを募り、被災者支援等についての協力を得る必要があります。その際、町災害対策本部は、大勢のボランティアの募集や受入れ調整を行うため、社会福祉協議会と協議して災害ボランティア本部を設置し、その運営は社会福祉協議会に委託することになります。

災害ボランティアの役割は、避難所運営の補助、救援物資の仕分けや輸送、被災家屋の清掃などの生活支援に関するもののほか、救護所等での医療・看護、被災者へのメンタルケア、外国人のための通訳等の専門的な知識を要する分野など、多岐にわたります。

社会福祉協議会とは普段から連絡を密にし、災害ボランティア本部の設置・運営がスムーズに行われるよう協議をしておりますが、今後、実際の災害時を想定したボランティア本部の設置訓練などの取組も進めていきたいと考えています。

**議 長（白石雄二）**

これより再質問をお受けいたします。高橋議員。

**9 番（高橋恵司）**

9 番、高橋です。

地域の要請に応じて、防災、減災の出前講座を実施されておりますが、その実施実績を教えてくださいたいと思います。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**総務課長（大黒秀一）**

ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度の実績でございますが、これまでに町内の小中学校、それから九州女子大学、自治会、それから各種団体などの要請に応じまして、9 回ほど防災に関する出前講座を実施しております。

ちなみに昨年度は 13 回実施しておりますが、今年度コロナの影響で若干ですね、回数が減っているような状況でございます。

講座の中では、自助、共助についての意識を高めてもらうような内容、こういったものを織り込んでございますので、ボランティアについての考え、ボランティアについて、考えていただくきっかけにもなっているのではないかなというふうに思っております。以上です。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

9 番（高橋恵司）

災害時には若い人の力が必要と思われるんですが、若い人でボランティア組織をつくっては  
思っておるんですが、お答えください。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

災害発生直後につきましては、町民の多くの方も自らが被災者となります。

まずは御自分あるいは家族のですね、命を守る行動をとっていただき、落ちついた段階で、  
被災した自宅、それから近所同士の助け合い、こういったところの救助活動などに臨まれるも  
のと思っております。

復興の段階になった時点で、参加の意思を持ってボランティアに来られた方は、喜んでお受  
けをしたいと思っておりますが、ボランティアの団体について、町が主体的に町民に押しつけ  
るような形ではなくて、自主防災組織というものが地区にございますけれども、そのような形  
で、地域住民の皆様には、あくまでも自主的に、ボランティアに参加していただくと非常にあ  
りがたいなというふうに考えております。

また、大きな災害でありましたら、恐らく町民の皆さんは、若い人も含めまして、自分や家  
族のことで精いっぱいではないかなと思っておりますし、逆に町外、あるいは県外からですね、  
たくさんボランティアの方が支援に来られるということが想定できますので、その際に、ト  
ラブルがなく、スムーズに受入れができるようにすることが大切ではないかと考えております。

先ほども申しましたけれども、若い人たちにはまずは自宅近辺の近所の助け合い、そういつ  
た活動に積極的に参加してほしいなというふうに考えておるところでございます。以上です。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

9 番（高橋恵司）

町内には防災士という人がおられると聞き及んでるんですが、何人ぐらいおられるんですか。

議 長（白石雄二）

大黒課長。

総務課長（大黒秀一）

防災士の人数でございますが、令和2年3月末時点の人数でございますが、特定の研修を受

講しまして防災士となった人、この方は職員を含めて16人ほど、町内にいらっしやいます。

また、令和2年度につきましても、各区の自主防災組織に声かけをいたしまして、複数名の方に研修の受講をしていただいておりますので、また令和2年度中にあと数名は増えることになろうかと思っております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、船津議員。

**8 番（船津 宰）**

8番、船津です。再質問をちょっとさせていただきます。

町が被災して、大勢のボランティアなどの支援が集まったときに、受入れ体制が整っていないと逆に混乱が生じるのではないのでしょうか。

その辺りの受入れ体制の整備はどうなっているか教えていただけますか。

**議 長（白石雄二）**

大黒課長。

**総務課長（大黒秀一）**

本町では、災害時の業務を行うため、人的、物的資源の不足を補う上で、県や自衛隊といった公的な機関も含めた外部からの支援を円滑に受け入れるための受援計画というものを定めております。

この計画では、支援要請あるいは受入れの総合調整を行うため、災害対策本部の中に、受援班を設置すること。それから支援ニーズの把握、支援の要請、受入れの手順、それから支援に来てくれた人の活動拠点や、支援物資の集積場所の候補地など、必要なことをあらかじめ整理をしております。

災害ボランティアの受入れに関しましても、社会福祉協議会で、災害ボランティア本部の設置・運営マニュアル、こういったものをつくっておりますので、今申しましたような計画、あるいはマニュアルに沿って、いざというときに慌てなくて済むように、平常時から準備を整えていきたいというふうに考えております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

船津議員。

**8 番（船津 宰）**

さっき言われました社会福祉協議会に、当町としては、運営は社会福祉協議会に委託するんですけども、その内容ですね、どういうふうな内容でさせるのか、ちょっと教えていただきたい。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

総務課長（大黒秀一）

質問にお答えいたします。

社会福祉協議会とは災害時の職員派遣などに関する協定、それと、災害ボランティア本部の設置等に関する協定を結んでおりまして、有事の際にはボランティア本部の設置や運営、それから連絡調整等に関する業務などを依頼することとしております。

社会福祉協議会ではこの協定に基づくボランティア本部設置・運用マニュアル、それからボランティア本部のレイアウト案などを既に、作成しておりますので、これらに基づいてボランティアの受付や、ボランティア保険の手続、それからニーズの把握や、ボランティア活動とのマッチング、資機材の調達など、一連の事務作業を実施すること、そういったことをお願いするようにしております。

また社会福祉協議会の職員の皆さんは、県の研修などにも積極的に参加していただいているというふうに聞き及んでおります。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、船津議員。

8 番（船津 宰）

ありがとうございます。

もう一つですね、それと、九州女子大学との共同研究事業で、災害食レシピの開発を行っておられますけども、実際、水巻町が被災したときに、避難所での学生がボランティアで災害食の調理を手伝ってくれたり、そのような協力を得ることは可能なんでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

総務課長（大黒秀一）

九州女子大学の経営母体であります福原学園と、平成 28 年度に災害時の被災者支援に関する協定というものを締結しております。

協定の内容には、大規模災害時に学校施設を避難所として提供していただくといった内容のほか、避難所等への学生ボランティアの派遣に関することも含まれております。

したがいまして、これは先方の学生の安全確保が大前提とはなりますけれども、いざというときに、本協定に基づいてそういった協力を要請することは可能というふうなことになっております。



議長（白石雄二）

はい、船津議員。

8番（船津 幸）

最後にですね、ほかに大学生など若者の力や発想を生かした防災の取組を行うことはできますか。

議長（白石雄二）

課長。

総務課長（大黒秀一）

九州女子大学とは、先ほど申しました協定に基づいて、平成29年度から災害食レシピ共同研究事業というものに取り組んでおります。

この事業では、町と共同でアルファ米とか缶詰などの備蓄食料品を組合せて、おいしく食べることができるようなレシピの開発というものを行っております。

このレシピは、住民の皆様が家庭で備蓄食料品を準備していただくことのきっかけづくりとしても有効であるのではないかとというふうに考えておまして、町のホームページにも掲載しているところでございます。

その後も、継続してレシピのPR活動などを行っておりまして、令和元年10月に開催をしたのですが、防災フェア in 水巻、この中で、実際に学生さんがレシピに基づいた調理をしていただいて、来場者にその試食品を配っていただいたということを試みております。

その際にですね、御試食いただいたお客様からは非常に好評だったというふうに聞いております。

さらにその後なんですけど、令和2年度から、今度、人間生活学科というところの学生さんと一緒に、避難所レイアウト作成事業というものに取り組んでおまして、大学の学生による若者の視点、あるいは女子大学ですので女性の視点、こういったものを避難所のレイアウトについて検討していただいております。

この事業はただ漠然とレイアウトを作っていただくというのではなく、まず取っかかりとして、本町の職員が出前講座を行っております。そこで本町の防災に関する課題などを把握していただいた上で、レイアウト作成に取り組んでいただいているという状況でございます。

これは令和2年度中の事業という位置づけですので、近々成果物を拝見することになると思いますけれども、活用できそうなアイデアがございましたら、それはもうどんどん取り入れさせていただきたいというふうに考えております。

また令和3年度以降につきましても何らかの連携事業、企画、また実施しまして、学生さんの豊かな発想力、これを本町の防災業務に積極的に活用していければなというふうに思っております。以上でございます。

議 長（白石雄二）

高橋議員。

9 番（高橋恵司）

先ほどの防災士の件なんですが、防災士とは、ちょっと具体的に日頃の活動とかですね、どういった勉強をして、資格を取るときにどういった勉強するとかですね、その辺のところちょっと教えていただきたいんですが。

議 長（白石雄二）

課長。

総務課長（大黒秀一）

防災士ですけれども、日頃は防災における避難のときの注意事項とか、そういったものを地区の皆さんに啓発とか、教えていただくような活動をしていただいたりとか、実際に災害が起きたときには、避難所でそういった避難活動に従事していただくとか。簡単に言えば、そういったことのお手伝いをしていただくような方になります。

ちょっと試験の内容は、私はちょっと受けたことがないので分からないのですけれども、そこはちょっとすみません、ちょっとお答えができません。

議 長（白石雄二）

はい、高橋議員。

9 番（高橋恵司）

約 20 数年前から阪神大震災から始まりまして、ここんところずっと災害がある度にテレビを見て、テレビや新聞やらを見てですね、思ってるんですが、やっぱり日頃の訓練というのが物すごく大事になってくると思うんですよね。

町長の答弁でありますように、自治体を母体として自主防災組織を中心に役割を担っていただきたいと考えているとありますが、これはですね、いま一つ踏み込んでいただいて、町が主体となってですね、もう少し若者を、この防災士を中心に、若い人のボランティア組織を作って日頃の訓練を——。日頃の訓練、私すごく大事になってくると思うんです。その辺を考えていただきながら、この災害時におけるボランティアの受入れについてを、もう少し深く、一歩踏み入れてですね、考えていただければと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

以上で、1 番、有志会の一般質問を終わります。

2 番、公明党。久保田議員。

### 13 番（久保田賢治）

13 番、久保田です。公明党を代表いたしまして、冒頭質問をさせていただきます。

窓口での行政手続について。

少子高齢化社会が進む日本ですが、水巻町も人口減少の中で高齢化が進んでいます。令和 2 年 9 月現在で高齢化率が 32.8%、65 歳以上の高齢者人口が 9,194 人で増え続けています。高齢者世帯比は 49.8%になっています。亡くなる方も平成 30 年度で 369 人と年々増加しています。遺族や親族の方が来庁して死亡に伴う事務手続を行うのに、人によって違いはありますが、いくつもの課を回ることになります。高齢化が進む中、窓口での住民の負担軽減、手続の簡素化や待ち時間の短縮など、住民サービス向上のための対策が必要と考えます。そこでお尋ねいたします。

(1) 自治体によっては、手続が予約制であったり、職員が次の窓口まで付き添うリレー方式だったり、名前や住所などを必要書類に一括入力できる新しいシステムの導入など、様々な対策が取られています。町の高齢化による行政手続支援対策についてお伺いします。

(2) 手続に来る際に必要な書類や持ち物などをあらかじめ準備できれば、役場に来る回数も減らせると思います。住民の利便性の向上のために、手続ハンドブックを作成してはどうですか。

(3) 平成 30 年 12 月議会でワンストップ窓口「おくやみコーナー」の設置について一般質問いたしました。手続の負担軽減と利便性向上のために設置が必要だと考えます。再度町の見解をお伺いします。

次に行きます。

「産後ケア事業」の進捗状況について。

女性の活躍への期待と少子化の流れの中で、国は平成 26 年 12 月「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「子育て世代包括支援センター」を各自治体が設置し、その中で「産後ケア事業」が展開される方向性を出しました。平成 27 年 6 月議会一般質問において「産後ケア事業」に力を注ぐよう要望し、以後 3 回「産後ケア事業」を一般質問させていただきました。

平成 30 年 2 月には、「子育て世代包括支援センター」が置かれ、相談室「かんがるーむ」も作られ、水巻版ネウボラ事業として、妊産婦さんや子育て世帯への支援を図っておられると思います。平成 30 年の答弁には、アンケートや面接を通して妊産婦お一人お一人に対して切れ目のない支援を実施するとの答弁がありました。今までの本町の産後ケアは、特にリスクが高いと思われる妊産婦に支援を集中させていたと思われる。しかし水巻版ネウボラ事業は、すべての妊産婦はリスクを抱えていることを前提として寄り添っていく事業展開になっていると思われる。特に現在のコロナ禍での出産・育児は、誰も経験したことのない事であります。ゆえに、妊産婦の誰もが使えて、心身の負担が軽減できる産後ケア事業を、早急に実施に移す必要があります。そこで質問します。

(1) アンケートや面接の中で把握された、ハイリスクを抱える妊産婦に対しての支援の内容と人数をお知らせください。

(2) 産後の母子が安価に利用できるデイサービスや、宿泊を支援する仕組み作りができませんか。また乳房マッサージなど母乳育児への支援や、産後の母体のケアを受けられる仕組み作

りができませんか。

(3) 家事ヘルパー派遣についてはいかがでしょうか。

(4) 多胎児世帯に対しての支援はありますか。

次に行きます。

行政手続のオンライン化について。

9月に発足した菅内閣の目玉政策の一つが、行政のデジタル化を推し進める「デジタル庁」の創設を伴う本格的なDX（デジタルトランスフォーメーション）への転換です。これは、新型コロナ禍で露呈した行政手続の遅さなどに対応することを目的としています。

一人当たり10万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携時にデータの不整合があり、それによって給付金申請で混乱が生じました。さらに、各自治体が振込口座を確認する作業に多大な時間を要したことなどで、給付が立ち遅れる一因となったことは記憶に新しいところ です。

ICTやデータの活用は先進諸国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均で、わずか7%程度との報道もあります。住民サービスの向上と、行政の効率化のため、わが町においても国や県に歩調を合わせて、行政手続等の可能な限りのオンライン化を進め、現状の制度、システムを活用して、できることから、先んじて実行することが重要と考えます。

今からすぐにでも実現可能な行政手続のオンライン化の一つとして、マイナンバーカードを活用した「マイナポータル・ぴったりサービス」の活用があります。これには、自治体レベルで新たなシステム構築などの必要はありません。このぴったりサービスは、各自治体の手続検索（内容確認）と電子申請を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育ての関連では児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出等々、幅広い行政手続をパソコンやスマホから申請できます。

水巻町においては、この「マイナポータル・ぴったりサービス」をどのように活用していくか、お考えをお聞かせください。以上です。

**議 長（白石雄二）**

はい、町長。

**町 長（美浦喜明）**

はじめに、窓口での行政手続きについて、の御質問にお答えします。

まず1点目の、町の高齢化による行政手続き支援対策について、のお尋ねですが、現在、高齢者に特化した支援は行っておりません。

平成30年12月の議会質問時にもお答えいたしました。タブレット端末の活用を含め、今後の機構改革時に、より住民ニーズに応じたサービスを検討していきたいと考えます。

次に2点目の、住民の利便性の向上のために、手続ハンドブックを作成してはどうですか、とのお尋ねですが、現在ハンドブックは作成しておりませんが、その代わりになるものとして、

死亡届が提出され、火葬許可書を発行する際に「必要書類等一覧表」を令和2年10月からお渡ししています。お亡くなりになった後、後日、初めて来庁された際に、役場での事務手続に必要な書類、担当部署等を記載していますので、この一覧表を確認していただければ、事前に書類の準備をしていただくこともできますし、不明な点については、担当部署に電話でお問い合わせいただくこともできますので、来庁時の手続の負担が軽減できているのではないかと考えます。

最後に、3点目の、手続の負担軽減と利便性向上のため、ワンストップ窓口の設置が必要だと考えます。再度町の見解をお伺いします、とのお尋ねですが、以前、本町でもワンストップサービスを含め、総合案内の設置について検討が行われました。しかし、様々な課題もあり、現在、設置には至っておりません。先ほどの1点目の回答と同様に、今後の機構改革の際に、コンパクトな町域を活かし、より住民ニーズに応じたサービスを検討していきたいと考えております。

次に「産後ケア事業」の進捗状況について、の御質問にお答えします。

まず、1点目の、アンケートや面接の中で把握された、ハイリスクを抱える妊産婦に対して支援の内容と人数をお知らせください、とのお尋ねですが、本町では、健康課内に、子育て世代包括支援センターを設置した平成29年度以降、毎月、妊娠の届出をした妊婦全員の状況を母子アセスメント会議に諮り、生活習慣病や虐待のリスクの高い「要フォロー妊婦」を確認しています。特に虐待のリスクの高い事例については、健康課と児童少年相談センターとでハイリスク支援連携会議を開き、妊娠中から支援が必要な「特定妊婦」として確定し、具体的な支援策を検討しています。

お尋ねのハイリスクを抱える妊産婦の人数ですが、令和元年度に妊娠の届出をした、途中転入者を含む妊婦245人のうち、健康課内で支援が必要と判断したハイリスク妊婦は31人で、妊婦全体の12.7%でした。そのうち、児童少年相談センターと協議後、妊娠期から支援が必要と判断した特定妊婦は3人で、妊婦全体の1.2%でした。

支援の内容につきましては、生活習慣病のリスクの高い事例には、保健師、管理栄養士が妊娠期から体重や血圧指導を行い、血糖値などの管理は医療機関とともに保健指導や栄養指導を実施しています。また、虐待のリスクの高い事例には、医療機関や児童少年相談センターと連携し、訪問等により状況把握をしています。事例によっては、児童相談所との連携を行い、出産後の赤ちゃんの一時保護の必要性などを妊娠期から検討しています。その他のハイリスク妊婦には、電話や訪問で状況を確認しながら、産後に利用できる福祉サービス等の情報提供をしています。本町への転入者に関しては、必要に応じて前住所地から情報提供を受け、支援につなげています。本町からの転出者には、転出先の自治体へ継続支援を依頼する文書を送付し、切れ目ない支援を行っています。

支援の内容は個々の事例によって様々で、一人一人に応じた内容となっておりますが、いずれの場合も出産後は早期に赤ちゃん訪問を実施し、母子の状況を確認し対応しています。

次に、2点目の、産後の母子が安価に利用できるデイサービスや、宿泊を支援する仕組み作りができませんか。また、乳房マッサージなど母乳育児への支援や、産後の母体のケアを受けられる仕組み作りができませんか、とのお尋ねですが、

現在、遠賀中間地区1市4町で令和3年4月から広域的に実施予定である「産後ケア事業」の準備を進めています。

「産後ケア事業」とは、産後の母親の育児に対する不安や心身の不安定な時期に、助産師等の医療専門職が寄り添いながら、母親に必要な支援を日帰りのデイサービス型や宿泊のショートステイ型で行い、安心して子育てができるようになることを目的としてサービスを提供する事業です。

近年、核家族化や晩婚化、若年妊娠等によって、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の援助が十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行う母親が少なからず存在している状況です。本町でも、先ほど述べました妊婦245人のうち「一人親・未婚」の妊婦が37人で、15.1%、「精神疾患がある、既往歴がある」妊婦は20人で、8.2%、「35歳以上の高齢初産」の妊婦は15人で、6.1%という状況でした。

このようなことから令和元年12月の母子保健法の一部改正により、同法において「産後ケア事業」の実施は、市町村の努力義務として規定されました。対象者は、産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児となっています。令和2年11月現在、福岡県内の60市町村中、約半数の32の自治体が事業を開始しています。

現在、1市4町で検討中の段階ではありますが、利用者の自己負担額は委託料の2割程度の予定で、デイサービス型は1回2,000円、ショートステイ型は1回6,400円を予定しています。また、ケアの内容は、国が示している産後ケア事業ガイドラインに沿ったものを想定しているところです。

次に3点目の、家事ヘルパー派遣についてはいかがでしょうか、とのお尋ねですが、妊娠の届出時に「産後に協力してくれる人はいない」と答えた人には、「水巻町産後ヘルパー派遣事業」を紹介しています。出産後半年以内の産婦がいる家庭に、ホームヘルパーを派遣して、産婦や乳幼児のケアや身の回りのお世話を支援する事業です。1回の利用につき2時間、出産1回につき40時間を上限とし、子育て支援課が担当窓口となっています。

最後に4点目の、多胎児世帯に対しての支援はありますか、とのお尋ねですが、現在、検討中の産後ケア事業では、多胎児の場合であっても、利用者の自己負担額の引上げはしないように配慮しています。

また、先ほどの「水巻町産後ヘルパー派遣事業」についても、多胎児の場合は利用時間を出産1回につき、100時間まで拡大しています。

御質問にもありますように、現在のコロナ禍での出産・育児は、誰も過去に経験したことがございません。本町としても、産後ケア事業の趣旨にのっとり、産後の母親、そして新生児に対して、できる限りのサポートを行ってまいります。

最後に、行政手続のオンライン化について、の御質問にお答えします。

政府は国民・事業者の利便性向上のため、行政手続の9割をデジタル化することを目標とした「デジタル・ガバメント実行計画」を推進しており、デジタル化により、まず行政の在り方そのものが見直されることで、利便性の高い行政サービスの提供が期待されています。

また、今年9月に開催されました、デジタル改革関係閣僚会議におきまして、菅内閣総理大臣から、新たにデジタル庁を創設し、国、自治体のシステムの統一及び標準化を行い、マイナ

ンバーカードの普及促進を進め、各種給付の迅速化や、スマートフォンによる行政手続のオンライン化を進め、国民が望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会を作っていきたいと考えている旨の発言がありました。

そこで、本町においては、「マイナポータル・ぴったりサービス」をどのように活用していくお考えか、お聞かせください、とのお尋ねですが、「ぴったりサービス」の活用につきましては、福岡県と市町村が共同で運用しております、電子申請システムを利用し、本町では、「児童手当」、「保育」、「母子保健」の子育て関連の7つの手続でオンライン申請ができるようになっています。

また、「ぴったりサービス」以外においても、以前より地方税申告や町内公共施設の予約、図書の貸し出し、イベントの申込みなどで、オンライン申請による受付を行っており、利用数も全体的に増加傾向となっております。

また、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、現金に触れないため衛生的であり、接触機会を減らすという観点からも、スマートフォン等を使用したキャッシュレス決済の導入についても検討を始めております。現在、職員による「導入プロジェクトチーム」を立ち上げ、令和3年4月からの町税等のキャッシュレス決済開始に向けて、事務を進めているところです。

なお、本町の行政手続のオンライン化の状況につきましては、町ホームページにて公表しております。

国においては、令和元年5月にデジタル手続法が成立し、デジタルファーストなど情報通信技術を活用した行政の推進の原則や、行政手続のオンライン化のために必要な事項などが定められました。「ぴったりサービス」においても、子育て以外の分野として、介護や被災者支援などの分野で様々な手続のオンライン化を推進していくこととなっております。

今後は、デジタル手続法の趣旨にもありますように、誰もがICT技術の便益を享受できるよう、利用者の視点に立ち、利便性の向上と多様化するニーズに対応するため、さらなる行政手続のオンライン化の検討を行っていききたいと考えております。

また、行政手続のオンライン化は、多くの住民の皆様が利用することで行政効果が生じるものであります。そのため、令和3年4月に予定しておりますホームページのリニューアルにおきましても、更にオンライン利用に関する周知を図るなど、利用促進に向けた取組についても、積極的に進めていききたいと考えております。以上です。

## 議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。水ノ江議員。

## 14 番（水ノ江晴敏）

14番、水ノ江です。

私は、窓口での行政手続について再質問をさせていただきます。

水巻町も高齢化が進んでおりまして、通告書にも書いておりますけれども、高齢化率が32.8%と、どんどん、年々ですね、高くなってきております。

ついでに65歳以上の高齢者にとっても、もう9,000人を超える人数で増加している状況であ

りますし、特に高齢者世帯というのは、もう 50%近いということで、もう、半分が高齢者世帯になっている状況であります。

その中で、死亡者も、統計を見ると、年々増えている状況でありますけれども、この中で高齢者の占める割合というのが、どれぐらいあるのかですね、その辺をお答えください。

**議 長（白石雄二）**

手嶋課長。

**住民課長（手嶋圭吾）**

御質問にお答えいたします。

死亡者に占める高齢者の割合についてでございますが、65 歳以上の高齢者で、まず平成 29 年度が 88.6%、平成 30 年度が 89.4%、令和元年度が 93.8%となっております。

若干ではありますが増加傾向にある状況でございます。以上です。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**14 番（水ノ江晴敏）**

答弁でありますとおり、タブレット端末の活用を含めた機構改革を、ということで答弁していただいておりますけれども、この機構改革自体がですね、いつごろやるのかということを考えてるのか、その辺をお答えください。

**議 長（白石雄二）**

増田課長。

**企画課長（増田浩司）**

御質問にお答えをいたします。

次期の一部機構改革ということでございますが、平成 30 年度に、平成 24 年度から 6 年ぶりに機構改革を行っておりますが、これまでもですね、おおむね 5 年から 6 年ぐらい置きに実施をしております。

決まった時期とか周期というものはございませんので、今後につきましても、社会情勢の変化や行政需要などを勘案して、必要に応じまして、実施時期を検討していくようにしております。以上です。

**議 長（白石雄二）**

水ノ江議員。



#### 14 番（水ノ江晴敏）

ハンドブックをということで自分は質問させていただきましたけども、町としてですね、答弁でも、死亡届が提出された際にですね、必要書類等一覧表ということで、今、お渡ししてるという状況でありますけれども、昨日私もちょっと、現物を見ました。で、コロナ禍でしっかりですね、必要なものを書かれているということで、届出に來られた方にお出しすることによって、有効に使われているなというふうには思いますけれども。その中で特には、身内の方が來るということで限られておりませんですよ。

その中で、行政によっては、こういう手続書類に関してですね、遺族に対して郵送するような自治体も出てきております。

そういう中で、水巻としてはどういう考えがあるのかですね、お聞きしたいと思います。

#### 議 長（白石雄二）

手嶋課長。

#### 住民課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

今の現状といたしましては、まず死亡者がおられた場合ですね、葬祭業の関係の職員がまずは來られて、火葬許可証を取られます。

その方にこの一覧表をまずお渡しして、御遺族の方にこういう手続が必要ですよということで参考にお渡しいただきたいというような依頼を差し上げて、それを遺族が見られて、前もってどういう書類が必要なのかという問合せを、各担当部署にさせていただけるような形で考えております。

今、現状考えられるのが、ほとんど葬祭の関係の方が、代理で來ているのがほとんどでございますので、遺族の方が直接來られるというのはほとんどございませんので、今のところ、前もって郵送するというような考えは持っておりません。以上でございます。

#### 議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

#### 14 番（水ノ江晴敏）

はい、わかりました。

あとはこの必要書類等一覧表でありますけども、私が思うにはですね、この書類の手続の必要なものだけしか書いておりませんが、できましたら、こういう各階のフロアの案内図みたいなものが一緒に添付されると、來た方にとってはですね、特に死亡に関しては、多くて30項目あって、それが全部当てはまるということではありませんけれども、たくさんの手続がある中で、1階2階ですね、使われるとか行かれる方もおられるんじゃないかなというふうに思われますので、この案内図のようなものが一緒にあれば、また手続上ですね、スムーズに行くのではないかなというふうに思われます。

そして、こういう一覧表がホームページ等で掲載されて、ダウンロードされればですね、またその分で、パソコン上からこういうものも入手できるということになりますけども、その辺はいかがでしょうか。

**議長（白石雄二）**

課長。

**住民課長（手嶋圭吾）**

御質問にお答えいたします。

この一覧表自体は、今、ホームページのほうに文字としては掲載している状況でございますけれども、一覧表をすぐダウンロードできるような、印刷できるような形にしておりますのでそれを早急に、ファイルとしてダウンロードできるように対処したいというふうに考えております。

あと、レイアウトの関係ですけれども、今現在この一覧表に僅かちょっと余白がございますが、そこにそういうレイアウトを挿入できるかどうか検討して、このA4判サイズをA3判に変えるとか、A4判の紙のサイズのほうが一番持ちやすいというふうな形で、字の大きさも考えている状況でございますので、その部分をまた検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

**議長（白石雄二）**

水ノ江議員。

**14番（水ノ江晴敏）**

最後になりますけれども、以前もですね、ワンストップサービスということで、総合窓口の設置を検討したということで答弁がありますけれども、結果的に設置に至らなかったということで、理由等を最後にお聞きしたいというふうに思っております。以上です。

**議長（白石雄二）**

増田課長。

**企画課長（増田浩司）**

御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、平成30年度の機構改革のときに、各課、係のほうから構成しております職員プロジェクトチームによりまして、総合窓口につきまして検討を行っておりますが、結果といたしましては、次回への継続審議事項というふうになっております。

その理由といたしましては、導入をした際に、総合窓口を導入したときに行える業務を具体的にピックアップを行いまして、プロジェクトチームの中で検討をいたしました。職員配置などを含めて、どのような機能まで総合窓口を持ってもらうのか、また来庁者の動線の確保や、

配線などの機器の設備、それから庁舎内のレイアウトの変更やその費用といったところを勘案し、また現在の規模での導入の効果ということも総合的に勘案して、設置は見送ったという形になっております。

また次回検討したいというふうに思っております。以上です。

## 議 長（白石雄二）

松野議員。

## 12 番（松野俊子）

12 番、松野です。産後ケア事業の進捗状況について、再質問させていただきます。

まずはじめに、ハイリスク妊婦さんについてのことなんですが、答弁の中で、このハイリスクな妊産婦に対する、様々な取組を答弁いただきました。

その中で、福祉サービス等の情報を提供しておられるということなんですが、この福祉サービスの内容について、またその利用状況について再質問させていただきます。

それとあわせてもう一つ、これは2 番の質問になるのですが、現在、健康課で準備を進めている産後ケア事業ということで、答弁の中で、様々なデイサービス、また、ショートステイ、またその他、乳房マッサージとかそういった様々なことを計画されておられるということですが、この事業について、こういった関係機関でこれが利用できるか。また、そのデイサービスとかショートステイの中でこういったことが行われることが想定されているか。こういった点を、もう少しお話しくださるようお願いいたします。

## 議 長（白石雄二）

吉田課長。

## 子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

まず、現在産後に利用できます福祉サービスについてでございますが、まず、町長の答弁にございます産後ヘルパー派遣事業のほか、現在行っている事業といたしましては保護者が仕事や冠婚葬祭などで一時的に家庭での養育が困難になった場合等に、緊急一時的に母子等を児童福祉施設などで保護する子育て短期支援事業。それと、児童の預かり等の援助を受けることを希望する「お願い会員」と、当該援助を行うことを希望する「まかせて会員」との相互援助活動に関する連絡調整を行っておりますファミリーサポートセンター事業というのを実施しております。

また、特に支援が必要と町が判断した家庭につきまして、保健師、管理栄養士等が訪問し、養育に関する指導助言を行っております養育支援訪問事業におきましても、令和2 年度から子育てヘルパーを無料で派遣できるよう、要綱の改正を行っているところでございます。

あと利用状況についてでございますが、令和2 年度11 月末時点におきまして、産後ヘルパー派遣事業が、利用者は1 名、延べ利用日数9 日、子育て短期支援事業が利用者数2 名で延べ利

用日数 16 日ということになっております。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、現在 37 名の会員の方、登録していただいておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、ちょっと活動内容の制限をかけている関係もございまして、現時点で利用実績はゼロというふうになっております。

また養育支援訪問事業におけるヘルパーの派遣につきましても、令和 2 年度からということもございまして、現時点で利用実績はゼロというふうになっております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、課長。

**健康課長（内山節子）**

御質問にお答えいたします。

デイサービス、ショートステイサービスの中での産後ケア事業の内容でございますけれども、令和 2 年 8 月に、国から産後ケア事業ガイドラインというものが示されました。

それに基づきまして、一つ目が母親への身体的ケア及び保健指導、栄養指導。それから、母親への心理的ケア。三つ目といたしまして、乳房ケアを含む適切な授乳が実施できるためのケアというものと、四つ目、育児の手技、おむつを変えたりだとか、入浴・沐浴させたりというような育児の手技についての具体的な指導及び相談。五つ目が、家庭に戻ってからの子供との生活についての具体的な相談というのに対して、24 時間体制で 1 名以上の助産師等の看護職を配置してケアするようにしております。

それから委託先といたしましては、遠賀郡・中間市内の産科医及び助産施設というのを想定しております。

実は 9 月に説明会というのを行いまして、その中で受託いただける場所とですね、今後具体的に進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

松野議員。

**12 番（松野俊子）**

産後ヘルパー派遣事業についてなのですが、家事支援とかですね、そういったサービスになるかと思うんですが、この産後ヘルパー派遣事業についての利用金額と、利用状況について。これをもう少し詳しくお知らせください。

**議 長（白石雄二）**

吉田課長。

**子育て支援課長（吉田 功）**

御質問にお答えいたします。

利用者の負担金についてでございますが、現在設定している金額といたしまして、1時間当たり、生活保護世帯については200円、町民税非課税世帯については500円、それ以外の世帯につきましては1000円ということになっております。

あと、利用実績でもう少し詳しくということですので、今年度につきましては7月に出産された方の御自宅に、7月に2回と8月に4回、9月に3回の計9回、家事支援を行うためのヘルパーを派遣しております。

なお、昨年、令和元年度につきましては年間3名の方に、延べ16回の御利用をいただいております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

松野議員。

**12 番（松野俊子）**

この利用ができる期間はどのくらいの期間利用できるのでしょうか。

**議 長（白石雄二）**

課長。

**子育て支援課長（吉田 功）**

利用できる期間でございますが、実はこちらの制度が、以前平成18年から平成30年までにつきましては、産褥期ホームヘルパー派遣事業として、利用期間を出産後、退院した日からひと月以内というふうにしておりましたが、そのためちょっと期間が短いということで、利用が余らないという状況でしたので、令和元年度から現在の産後ヘルパー派遣事業として、出産後6か月以内ということで制度の改正を行っております。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

松野議員。

**12 番（松野俊子）**

この家事支援等々のサービスが、やっぱり産後6か月というのは短いのではないかと、またその6か月とされてる根拠というのが、あまり医学的にはないのではないかという感じがいたします。

それと、多胎児世帯に対しての期間も、産後6か月で、2人の赤ん坊を抱えて、3人の赤ん坊を抱えて6か月で打切りというのは、短か過ぎるのではないかという思いがあるのですが、この期間に対しての、今後の検討をしていただきたいという点と、あと利用金額なんですが、1時間当たり1,000円というのは、やはり若い子育て世代で、多分、お母さんはしばらく働けない、もともと働いてない方もいらっしゃると思うんですけれども、そういったときに、1時間1,000円でこういう家事支援をお願いできるかということ考えたときに、やはりこれは――。

そして利用実績も、今年度は1名の方であったということで、この利用金額についてもですね、見直しを図っていくべきではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

#### 議長（白石雄二）

吉田課長。

#### 子育て支援課長（吉田 功）

御質問にお答えいたします。

産後ヘルパー派遣事業の利用期間を出産後半年としている理由でございますが、こちらのほうの考えとしましては、生後5か月から保育所の一時保育の利用が可能ということになっておりますので、育児支援、育児に対する支援が必要な場合は、是非一時保育のほうを御利用いただきたいというふうに考えております。

また、多胎児世帯への配慮ということでございますが、申し訳ございません、先ほどちょっと説明が不足しておりましたが、多胎の場合につきましては、利用が可能な期間につきましても、利用時間と同様、出産後半年から1年まで拡大をしております。

そういった点で、多胎児世帯の配慮っていうのは、行っていることになっております。

続きまして、料金についてでございますが、現在、利用者負担金を1,000円に設定している理由でございますが、ヘルパーの派遣を、社会福祉協議会のほうに委託して行っておりまして、委託金額について協議する際に参考にしたのが、障害福祉サービスにおける居宅介護サービスの家事支援の単価を参考にですね、1時間当たりまず2,000円ということで委託金額を設定しております。それを2分の1を町が負担するというので現在1,000円ということで、しております。

ただ、こちらにつきましても、県内他の自治体を調べましたところ、1時間当たり500円としてるところとか、北九州のように3時間まで利用出来て2,200円というふうに設定しているところなど、いろいろございまして。ただ、議員おっしゃられたように、利用をもう少し推進するためには、制度の見直しというのも常に必要だというふうに考えておりますので、今後、利用者負担につきまして調査研究をさせていただき、検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 議長（白石雄二）

松野議員。

#### 12番（松野俊子）

特にコロナ禍で、産後うつに対しては、全国的にまた世界的にも非常に懸念をされているところでございます。

具体的にどのような施策がいいかということでも、報道機関等々でもいろいろ言われてるんですが、例えば産後うつの可能性っていうのは、通常時、こんなコロナ禍ではなかった通常時の発症の割合というのが、10%というデータがあるそうです。ところが、この10月の調査によ

ると、それが約2倍に増えているということが報道されております。

この産後うつに対しての専門家のいろいろな知見やら、提言があるのですが、その中の一つに、東京慈恵会医科大学の井上准教授の話では、産後うつに関しては、どうしても心の病気としての感情や思考の側面の治療が重視されがちですが、それも大切なのですが、体の病気としての側面も非常に大事だということで、つまり、どうしても赤ちゃんの世話とか、夜中も眠りにくい状況が続く中で、僅かな家事、ちょっとした家事でも体が言うことを聞かない。そういったことで、家事ができていないという、そういう思い込みから、どんどん駄目な自分だということで、こういう鬱の状況から脱出できずにいるという。

そして、そういうことだからこそですね、こういった育児とか家事を回すための直接的な支援、また信頼できる方にほんの少しの間でも子供を任せることができるといった、そういった直接的な支援が非常に重要で、それが心理的なケアにもなるという、専門家のお話がございます。

また言われていますように、この母親の産後うつが治療されないと、結局は子供の情緒や体の長期的な発達、また母子関係にもずっと影響を与える恐れがあるということで、やはり、本町はいち早く、他の市町村に先駆けて、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、水巻町版ネウボラということで、事業を開始をいたしておるところでございますので、今後ともですね、何度もネウボラの意味の繰り返しになりますが、そのネウボラの言葉の意味は、「寄り添う・側でずっと相談に乗る」というふうに聞いておりますので、絶えず利用者の方、また妊産婦の方の聞き取りを丁寧に聞き取って、それを事業にしっかりと反映させながら、より良い、この事業にしていきたいことを要望させていただきまして、再質問を終わらせていただきます。

#### 議 長（白石雄二）

いいですか。久保田議員。

#### 13 番（久保田賢治）

13番、久保田です。行政手続のオンライン化について再質問を3点ほどさせていただきます。

1点目。水巻町のマイナンバーカード普及率は2割強とお伺いしてはおりますけれども、最新の普及率はどうなっていますか。

また、カードの安全性はどのように考えておられますか。お尋ねいたします。

#### 議 長（白石雄二）

手嶋課長。

#### 住民課長（手嶋圭吾）

御質問にお答えいたします。

当町のマイナンバーカードの交付率、最新の情報ということですが、11月末現在で22.7%となっている状況でございます。

それと次の御質問で、カードの安全性についてでございますが、マイナンバーカードの表で

すね、表面には顔写真、住所、氏名、生年月日、性別、有効期限等が記載されております。逆に裏面にはＩＣチップです。それとあと 12 桁の個人番号等が記載されています。

行政での各種の手續に関しましては、この裏面のＩＣチップと、マイナンバーです、個人番号、それから基本的に本人しか知り得ない暗証番号です、パスワード。これが必要となってきます。

暗証番号を使用するアプリケーションごとに、パスワードはそのアプリケーションごとに設定しております、一定回数間違るとロックがかかるような仕組みになっております。

それとまた、不正にこのＩＣチップから情報を抜き出そうとすると、ＩＣチップ自体が壊れる仕組みにもなっております。

さらに万一、カード自体を紛失したような場合でも、24 時間 365 日体制で、コールセンターという部署がございまして、そこに連絡していただければ、一時的に利用を停止することも可能となっております。

以上のように、基本的な部分の説明となりますけれども、カードの安全性は確保されているものというふうに考えております。以上です。

#### 議 長（白石雄二）

久保田議員。

#### 13 番（久保田賢治）

マイナンバーカードの利用について、今後の展開予定などが分かれば教えてください。

#### 議 長（白石雄二）

増田課長。

#### 企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

今年の 8 月に、令和 2 年度社会保障税番号制度担当者説明会が、市町村向けに開催をされまして、そのときの説明によりますと、令和 2 年 9 月から令和 3 年 3 月の期間内に、キャッシュレスで 2 万円のチャージ、またはお買物をすると、1 人当たり上限 5,000 円分のマイナポイントがもらえる、マイナポイント事業が実施されております。

また、令和 3 年 3 月から健康保険証利用の本格運用を開始し、令和 4 年度中におおむね全ての医療機関で、マイナンバーカード読み取り端末やシステム導入を目指すとのこととございます。

そのほかといたしましては、令和 3 年秋ごろより、マイナポータルで自分の薬剤情報や特定健診情報、確定申告の医療費控除に利用可能な医療費情報の確認ができるようになります。

情報連携の拡充という部分につきましては、令和 5 年度から戸籍関係情報の情報連携が開始をされ、各種の社会保障手續で、マイナンバー制度を利用して、戸籍謄抄本の提出が省略可能になるということとございます。以上です。



議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

最後になります。

答弁の中で、マイナポータルぴったりサービスの活用について、児童手当、保育、母子保健の子育て関連の中で、七つの手続でオンライン申請ができるようになっているとのことですが、その内訳や申請状況が分かれば教えてください。

議 長（白石雄二）

増田課長。

企画課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

まず、児童手当につきましては、児童手当等の額の改定の請求及び届出、受給事由の消滅の届出、氏名住所変更等の届出、児童手当の受給資格及び額についての認定請求の四つの手続が申請できるようになっております。

次に、保育につきましては、保育施設等の利用申込み、教育保育給付認定の申請の二つの手続、母子保健については、妊娠の届出の手続が申請できるようになっております。

申請状況についてでございますが、先ほどもありましたように、マイナンバーカードの普及が進んでいないということもございまして、現在のところ、オンラインによる申請の実績はございません。

今後につきましても、新しいカードの利用展開の拡充も併せまして、周知を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（白石雄二）

久保田議員。

13 番（久保田賢治）

内閣官房 I T 総合戦略室によると、ぴったりサービスの中で、電子申請、オンライン申請です。ね、対応状況は、令和 2 年 6 月末現在、全国で子育てワンストップサービスが 75.3%、介護ワンストップサービスが 9.6%、被災者支援はワンストップサービス 2.2%と、実施済みの自治体はまだまだ少ない状況です。

今後とも水巻町の HP、ホームページや広報等を使って、町民の皆様に電子申請、オンライン申請の周知徹底の推進をしていただくことをお願いいたしまして、我が党からの再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、2 番、公明党の一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 27 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。3 番、古賀議員。

7 番（古賀信行）

3 番、古賀信行です。

まず 1 点目、歩道の整備について。

2020 年 4 月、頃末南三丁目の県営住宅の駐車場の出入口の歩道で、私の友人が死亡しました。いつも私たちが出会ったときはお互い手を挙げて挨拶をしていました。毎日彼は散歩をしていました。

長い間姿を見なかったので、奥さんに「主人はどうされたのですか。」と聞いたら、県営住宅の横の歩道で歩行者同士が接触して、主人が後方に転倒して、新水巻病院に緊急搬送され、まもなく死亡されたそうです。

私は現場を視察に行きました。歩道の幅員が狭くて傾斜があるので、なかなか歩きづらいです。もう少し歩道の幅員があれば傾斜が緩やかになり、歩きやすくなると思います。歩道の横は木が植えられていて、拡幅はできると思います。

また、水巻町は交通量の多い道路で角切りがないため、通行困難な場所が多くあります。その中の一つが、伊左座一丁目、二丁目の元点滅信号があった交差点です。

私が知っているだけでも、今年 3 件の事故が発生し、そのうちの 1 件は車が大破し、レッカー車で搬送されました。

今回は歩道で、幅員が拡幅できる箇所は拡幅してほしいと思います。

町長の意見を聞かせてください。

2 点目、敬老会補助金について。

水巻町各種団体補助金実施報告書によると、平成 28 年度 5,797 人、1217 万 4000 円、平成 29 年度 5,958 人、1251 万 2000 円と、敬老会補助金が町から区の 70 歳以上の人数によって、1 人当たり 2,100 円が支給されています。平成 30 年度からは水巻町各種団体等補助金実績報告書からは、町から 1 人当たり 2,100 円支給されているはずの金額の項目を私は知るできませんでした。

私が住んでいる頃末南区で令和元年（平成 31 年）より、区に加入していない人には何一つ祝いの品もありません。

現在、水巻町で区への加入率は約 60%です。区に加入していない人も納税者です。だから区の役員が区に加入していないから敬老会の祝いの品を支給しないのは、法の下での平等の違反行

為だと思います。

私の友人も、区に加入してなくて不平等の扱いを受けたので、折尾簡易裁判所に提訴しました。当時の折尾簡易裁判所の女性裁判官は、区長に対して賠償金を払うよう判決を下しました。

水巻町も区への加入率を上げるため、区のこのような不公平を見逃していると思われません。今年も美浦町長宛てに敬老会の運営に対する投書が来たはずです。

私は敬老会の件について、遠賀町、岡垣町を調査に行きました。一番住民に分かりやすいお金の使い方をしているのは遠賀町でした。遠賀町では、88歳になった人に8,000円の商品券と祝い状、100歳以上の人に2万円の商品券と祝い状を送っているそうです。水巻町のように遠賀町では敬老会祝賀行事にお金を出していないそうです。その代わりに、今年は18歳以下の子供全員にお米を5キロずつ配付するそうです。水巻町では77歳(332人)で1万円、88歳で3万円、99歳で10万円が、個人に支給され、合計で938万支給されています。個人の祝い金と敬老会の祝賀行事で約2000万円のお金が使われています。

水巻町も住民から不満が出ない高齢者福祉のお金の使い方を検討すべきだと思います。町長の考え方を聞かせてください。

補足。宮崎県綾町では、区を廃止して公民館活動で住民参加の運動を展開しています。公民館活動と区の活動が重複するから区は廃止したと、元町長の前田さんは話されていました。

3点目、水巻町職員の昇級試験実施について。

私は民間の企業で約42年間働いてきました。在籍中、昇級試験や資格試験が多数ありました。大学卒で入社してきた社員には、英語検定試験を会社は受験させていました。福岡県職員、福岡県警職員、北九州市職員等は昇級試験があります。水巻町の職員も昇級試験を実施すべきだと思います。

なぜ私がこういうことを言うかと言いますと、今は退職されたある課長は、決算書の字も読めなかったので、隣の席にいた課長が教えていました。私はそのときは議員ではありませんでしたが、委員会が終わってすぐ当時の総務課長に「字も読めない人を課長にするのはおかしいじゃないですか」と苦言をしました。

また、前々回の県会議員選挙では、当選の結果報告するとき、候補者の名前を取り違えて県選管に報告し、そのミスをもスコミの記者に指摘され、慌てて訂正したこともあります。(当時のミスが新聞報道されました。)

一番ひどいのは、私の友人が信用金庫の通帳から1年間、毎月2か月分の上下水道料金を引き落とされていました。(二重に引き落とされていました。)これも当時の総務課長に報告しましたが、ミスをした職員に何の処分もありませんでした。

新聞を読んでいると、自治体によって職員のミスを報道したり、報道しなかったりとまちまちです。こういうミス防止の上からも、町職員の昇級試験を実施すべきだと思います。

町長の考えを聞かせてください。以上です。

**議 長 (白石雄二)**

町長。

## 町 長（美浦喜明）

はじめに、歩道の整備について、の御質問にお答えします。

水巻町は交通量の多い道路で角切りが無いいため通行困難な場所が多くあります。また、歩道で幅員が拡幅できる箇所は拡幅して欲しいと思います。町長の意見を聞かせてください、とのお尋ねですが、主要町道の多くは数十年前に整備された道路であり、当時の基準により計画されているため、現在の基準を満たしていない箇所が多く存在しています。このような道路の改良は本町のみならず、全国的な課題となっております。

このような状況の中、平成 24 年 4 月に京都府亀岡市で発生した登校中の児童等の列に自動車が入り込んだ事故をはじめ、登下校中の児童等が死傷する事故が連続して発生したことを受けて、全国的に通学路の緊急合同点検を実施することとなりました。

本町におきましても、平成 24 年 5 月に各小中学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、危険箇所の安全対策について協議を進めました。そして平成 25 年に、連携体制の構築を目指すための水巻町通学路交通安全プログラムを策定し、児童生徒や一般の歩行者が安全に通行できるよう安全対策事業を推進してまいりました。

そこで、近年の主な歩道整備事業の施行状況を御説明いたします。

平成 30 年度には樋口地内で 38.7 メートル、吉田東地内で 180.6 メートル、計 219.3 メートルの歩道整備を実施、令和元年度には吉田東地内で 322 メートル、吉田南地内で 330 メートル、二西地内で 17.5 メートル、計 669.5 メートルの歩道整備を実施しました。令和 2 年度では、古賀地内で 125.8 メートル、頃末南地内で 75.4 メートル、二西地内で 69.1 メートル、吉田南地内で 237 メートル、計 507.3 メートルの歩道整備を予定しております。

また、令和 3 年度以降も通学路を中心に歩道整備を実施してまいります。

さらには、こころみ坂区西側の町道、おかの台 1 号線に、押しボタン式信号機が設置されました。この信号機は主に、こころみ坂区から猪熊小学校へ通学する児童の安全を確保する目的で設置されたもので、平成 26 年から県警本部に対して要望活動を行い、今年 11 月 25 日に完成したものです。

今後とも、様々な御意見・御要望を受けとめ、交通安全と歩行者の利便性の両立を目指し、折尾警察署や県など各関係機関との連携を強化し、歩道の新規設置や拡幅、段差解消、路肩のカラー舗装化、横断歩道や信号機の設置など、積極的に安全対策を実施してまいります。

次に、敬老会補助金について、の御質問にお答えします。

水巻町も住民から不満が出ない高齢者福祉のお金の使い方を検討すべきだ、とのお尋ねですが、まず、平成 30 年度以降の各種団体等補助金実績報告書から敬老会補助金の実績が確認できなかったという点について説明します。自治会が行う事業への補助金を複数の所管課から交付していたものを統合し、水巻町地域活動事業助成金として、平成 30 年度に新たな補助金を設けたことによるものだと思います。

また、平成 29 年度までの敬老会補助金につきましては、補助金を地区公民館長へ支出しており、自治会の行事として敬老会を行う際の経費として活用されていましたが、現在は、廃止しております。

敬老会補助金は、自治会行事のひとつである敬老会事業に対し、長寿をお祝いすることを通

して、自治会員同士の親睦を図ることを目的に支出されておりましたので、自治会員になられていない方は、敬老会に参加できなかったと思われます。なお、敬老会補助金の算定方法は、70歳以上の区の対象者数に2,100円を乗じるものとなっております。

ただし、敬老会の実施方法は区によって様々な形で行われていました。

一部の区では、自治会員であるかどうかに関わらず、お住まいの70歳以上全員の人数で算出した金額の交付を受け、自治会員以外の方にもお弁当を準備し、敬老会へ招待していたようです。その敬老会の場で、自治会加入の勧誘も行っていただけと聞いております。

また、一方では、町から敬老会補助金の交付を受ける段階で、自治会員以外の方には、各種敬老会事業を実施することが困難であるとの理由から、自治会員の人数のみで算出した金額の交付を受ける区もあったようです。

繰り返しにはなりますが、平成29年度までの敬老会補助金は、敬老会行事を通して、区民同士の親睦を図り、楽しい時間を過ごしていただき、長寿をお祝いすることに主眼を置いておりましたので、個人に対し記念品を贈呈するだけの趣旨で交付した訳ではありません。

現在の水巻町地域活動事業助成金は、自治組織の育成と連帯を支援し、地域の自主的な活動に対して交付するという趣旨を掲げ、同助成金の交付規則第3条に、助成対象経費として8項目を定めています。

平成30年度以降は、第3条第5号の、「高齢者の長寿を祝う行事及び高齢者の生活支援に関する事業」を自治会が実施できるよう支援するために、高齢者加算分の算定方法として、当該年度の基準日に70歳以上の方の人数に2,100円を乗じた額を助成金に含めて交付しています。

自治会で高齢者の長寿を祝う催しとして従来通り敬老会行事を開催するのか、新たに高齢者の生活支援事業に取り組むのかは各自治会の御判断に委ねるところであり、同じく地域活動事業助成金の使途についても、各自治会の総会等で決定されるものとなっております。

また、御質問にある遠賀町や岡垣町の敬老に関する事業につきましては、本町では、77歳、88歳、99歳の節目の年に町から個人へお祝い金を支給していることから、高齢者福祉施策として、町民の皆様に御理解いただけるものと考えております。

自治会に加入されていない方の、未加入の理由は様々だと思われますが、親睦を図る目的で敬老会行事を実施しているという趣旨を御理解いただきたいと存じます。

さらに申し上げます、平成30年度から、補助金を一本化することで、自治会の世代構成や規模に応じた使い方ができるようになり、自由度の高い補助金になっていると考えています。

今後、高齢化社会のさらなる進行により、行政だけでは解決できない様々な課題が発生してくることが予想されます。地域における高齢者福祉事業の重要性は高まり、地域活動と行政との連携をさらに深めなければなりません。具体的には、ひとり暮らしの高齢者が、地域において、孤立しないように何らかのつながりを持ち続けることが重要だということです。

その一翼を担う自治会は、加入は任意ではありますが、平常時の見守り活動や災害時の共助活動、高齢者のサロン活動等を実施しており、行政と個人を結びつけ、地域の基盤となる団体ですので、今後も自治会と連携しながら、高齢者福祉の推進に努めてまいります。

最後に、水巻町職員の昇級試験実施について、の御質問にお答えします。

ミス防止の上からも町職員の昇級試験は実施すべきだと思います、とのお尋ねですが、議員

の御質問にもありますとおり、近隣では、北九州市が昇任試験を行っており、人事委員会が試験機関となっています。

昇任試験により職員の格付けを行う考え方がありますが、一方で、全国的に最近の若者は昇任を強く望まず、「一定の給料をいただければいい」と考えている人も少なくありません。そのため、昇任試験の受験率も低下傾向にあるといった実情もあるようです。

このような状況になりますと、本町のように少数精鋭で業務を行っている自治体では、役職に対する人員に不足が生じ、町政の運営に支障をきたす恐れもございます。

従いまして、本町において直ちに、昇任試験を実施する体制を整えることは難しいと考えています。

昇任につきましては、公務員といえは年功序列の横並び主義といった認識をされがちですが、近年では、人事評価制度の導入に伴い、昇任等において、人事評価に基づく判断がされているところ です。

本町においても、平成 25 年度より本格的に人事評価制度を導入しており、職員を係長等に昇任させる際の判断材料の一つとして、人事評価の結果を活用しております。

令和 2 年度は、その人事評価制度をより分かりやすく明確に職員の評価が行えるよう、見直しを行っております。今後は、今年度の人事評価を基に、明確な基準及び適正な評価に基づいた昇任等の運用を行っていく予定としております。

また、年間を通して、職員の業務に関する知識や、スキルの向上のための様々な研修の機会を設けており、希望者や対象となる職員などに対し、積極的に受講させています。このような研修を通して、人材育成を図り、全ての職員に不可欠な事務能力を高めることができれば、ミスが減るだけでなく事務改善も期待できるなど、優秀な職員が育っていくものと信じています。

今申しましたように、人材育成に資する様々な研修をこれまでどおり実施していくとともに、人事評価制度の改善を図ってまいります。

また、御質問の試験の実施につきましては、人事評価制度だけでは、昇任等の決定が困難であると判断するような状況になれば、その時点で、近隣市町の状況なども参考にしながら、導入について検討してまいります。以上です。

## 議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。古賀議員。

## 7 番（古賀信行）

まず第 1 点目は歩道の整備についてですけど、私がさっき申しました、頃末南三丁目県営住宅の横の歩道で、死亡事故があったことは、建設課長に報告しています。

ほんで、建設課長は、視察にそこは見に行かれたかどうか、そしてどう判断されたかお聞きします。

## 議 長（白石雄二）

北村課長。

## 建設課長（北村賢也）

古賀議員の再質問にお答えいたします。

先日、古賀議員から事故のお話を聞きまして、その日のうちに私も現地を見に行きました。ちょうど現地在唐ノ熊の県営住宅がある前になろうかと思えますけれども、駅のほうに酒屋さんがありまして、酒屋さんのあたりから唐ノ熊橋にかけての歩道のことだと理解しております。

現地を確認いたしまして、まず議員が言われています事故があった場所なんですけれども、ちょうど県営住宅の駐車場に入るところで、いわゆる切下げといひまして、歩道が少し斜めになって車が入れるようになっていてるところで、事故があったのかなということで現地を確認してまいりました。

ただ、道路と県営住宅側の高さには少し段差があるものですから、どうしても少し歩道が斜めになっているという状況がございましたので、道路改良等を行う際に当たっては、少し道路を上げて、歩道の段差解消が行えるのであれば、実施したいというふうを考えているところです。

今回の駅南の開発に伴いまして、歩道も、車道のほうも——。歩道も少し改良で手を加えますので、若干ではありますけれども、改良ができるものと思っております。

それともう1点、植え込みがありますので、歩道の拡幅という、御提案いただいておりますけれども、植え込みがあるのがちょうど県営住宅の敷地の中ということになりますので、県にもお話ししたんですけれども、なかなか県営住宅の敷地を道路として使うのは難しいというようなことでありますので、なかなか歩道の拡幅が難しいということですので、逆側の、県営住宅と反対側の、元ため池があった土地、あちらのほうの歩道を、今回広げるといふような計画にしております。以上でございます。

## 議 長（白石雄二）

古賀議員。

## 7番（古賀信行）

私としては、課長は、県が住宅地譲るの難しいと言われましたけど、木が植わっているから、県が譲ってくれれば、歩道をですね、広げてできる思うんですよ。

あそこは水巻町の歩道の中では、通行量が多いところなんですね。だから、そういう、事故に遭った人だけじゃなくて、毎日通勤通学している人が非常に歩行困難してると思います。中にはあそこは自転車で通る人もおるんですよ。

だからそういう点ですね、やっぱり、行政として、町民が安心安全に通られるようにまた今後努力してほしいと思います。

道路を上げたらですね、やっぱり車が今度は、通りにくくなりますから。だから、そうじゃなくて、県営住宅のほうにですね、ちょっと勾配を緩やかにつけるのが、私は適当だと思います。

まあそれはそれとして、それから、これ道路に関してもう1点ですけど、この書いてますように、伊左座一丁目、二丁目の交差点で、やっぱり事故が多発地帯ですね。またその都度、課長に報告してますけど、あそこはどうしてもですね、事故が減らんわけですよ。

ほいで、私全国の道路をいっぱい見てきてます。

あそこはですね、数年前に、新水巻病院の看護師さんがあつこの角で、亡くなられたんですよ。あつこで亡くなられたのは2人目なんですよ。

ほいで、あの事故もですね、角にこれくらいの直径20センチぐらいの黄色いポールが立ってるんです。あのポールがなかったらですね、トラックとポールの間に挟まれんで看護師さんは亡くなることなかったと思うんです。

そういう点で、この町はですね、そういう道路設計がですね、悪かったと思うんです。

そういう角にですね、ポールを立てているような町村はあんまりありません。

もう一つは歩道にですね、いたるところにポールを立て続けるっち、こともあります。

そういう点でですね、あそこの伊左座一丁目、二丁目の角のですね、ポールを取り除いていただきたいと思いますが、いかがですか課長。

## 議 長（白石雄二）

はい、北村課長。

## 建設課長（北村賢也）

古賀議員の再質問にお答えいたします。

まず、御質問にありました伊左座一丁目、二丁目の元点滅信号があった場所なんですけれども、これはみずほ団地の中になりまして、南北と東西を結ぶ道路の交差点ということで、以前から事故が多発していたという交差点になります。

ここの交差点の信号機につきましては、事故が多発してるということで、折尾署と再三協議を行いまして、平成29年の12月に信号機を撤去いたしまして、「止まれ」という標識を正式に設置することになりました。

点滅信号がありますと、どうしてもあの「止まれ」の標識が二重表示になってしまいますので、できないということでしたので、信号機を撤去して、「止まれ」という標識をつけていただいたところでございます。

それからの事故の件数としましては、平成30年度に1件、それから令和2年度に2件ということで、3件事故が起こっているということで、折尾署から報告は受けております。

議員が言われております黄色のポールといいますのが、交差点4か所、それぞれの角に4本立っております。このポールのもともとの意味なんですけれども、この道路は通学路でもありまして、交差点を渡るときですね、「歩道だまり」といいまして、歩行者が、車を確認して渡るわけですが、そのときに一旦立ち止まって確認する場所と、というような場所になっております。

もしこのポールがなければですね、歩行者から見れば、車が突入してくれば、そのまま歩行者にぶつかってしまうということがありますので、歩行者を守る意味でポールを立てているということで御理解いただきたいと思います。

今回の事故については、非常に痛ましい事故ではありましたが、もしそのポールがなければですね、歩行者がいればそのまま歩行者に車が当たってしまうというようなこと、あり



ますので、警察の指導もありまして、各交差点にはポールを立てたりしておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

**議 長（白石雄二）**

はい、古賀議員。

**7 番（古賀信行）**

私は、そのポールを撤去していただきたいと思います。

朝の通学時は、地域の方が見守りしているんですよ。夕方も何人か出てくれています。

一番気を使うのは子供ですから、子供、通学ときはちゃんと見守ってくれてるから、それ以外は一般町民が使っているから――。

**議 長（白石雄二）**

時間です。

[ 「やっぱそういうポールもやけど、一つは角切りがないのも大きな原因なんですよ。」と発言する者あり。 ]

**議 長（白石雄二）**

時間ですので。

[ 「はい、じゃあ終わります。」と発言する者あり。 ]

**議 長（白石雄二）**

以上で、3 番、古賀議員の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 58 分 散会